

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 心身障害者福祉手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止め |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市中心身障害者福祉手当支給条例 |
| 条 項 | | 第 7 条 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308) |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | さいたま市中心身障害者福祉手当支給条例第 7 条 1 手当は、受給者の前年の所得(新たに受給者となった者であって、1月分から7月分までの手当のいずれかを受給することができるものについては、前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税が課された年度の初日が属する年の8月分から翌年7月分までは、支給しない。 2 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部若しくは一部を支給しないこと又は一時差し止めることができる。 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 9 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正 |
| 備 考 | | |